

特定取引を行う者の届出書

トレイダーズ証券株式会社 御中

1. 私は「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」第 10 条の 5 第 1 項前段の規定に基づき、同条第 7 項第 1 号に規定する報告金融機関等である貴社（※）に対して、申込みフォームの記載内容をもって「特定取引を行う者の届出書」を提出いたします。

2. 口座開設者本人（法人の場合、代表者又は取引権限を有している取引担当者）が入力し、入力情報が正しいことを誓います。また、居住地国に変更があった場合は、変更があった日（法人の実質的支配者について生じた場合はその変更を知った日）から 3 月を経過する日（法人又は特定組合員である場合は、その変更があった日と同じ年の 12 月 31 日又はその変更があった日から 3 月を経過する日のいずれか遅い日）までに「居住地」及び「納税者番号」を申告します。

（※）弊社は「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」第 10 条の 5 第 7 項第 1 号に規定する報告金融機関等にあたります。弊社と金融取引を行うお客様は、同条第 1 項前段の規定により、「特定取引を行う者の届出書」にて居住地国等を弊社に届け出ていただく必要がございます。また、弊社では、同項後段の規定により届け出ていただいた内容の確認を行うほか、居住地国が一定の国のお客様については、同法第 10 条の 6 第 1 項の規定により口座残高等の情報を所轄税務署長に報告することが義務付けられておりますので予めご了承ください。

以上